

船検受けて安全確保

漁船登録している小型船舶でも次のような場合は船舶安全法に基づく船舶検査が必要です。

1. 漁業者が次のような条件で船舶を使用する場合

- ◆ 海岸から12海里を超えて操業する
- ◆ 遊漁船、交通船など漁業以外の目的にも使用する
- ◆ 祭り、潮干狩りなどで臨時に家族や知人を乗せる

2. 釣りなどのレジャーに船舶を使用する場合



船舶検査を受けなければならない船舶が船舶検査を受けずに航行すると船舶安全法違反(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)として罰せられるのでご注意ください。



国土交通省

後援：水産庁

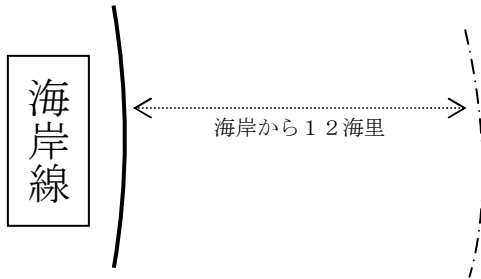


日本小型船舶検査機構

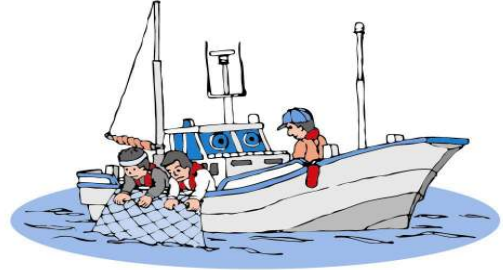
漁船登録していても、船舶検査が必要な小型船舶

1. 漁業者が次のような条件で船舶を使用する場合

(1) 海岸から12海里を超えて操業する



小型漁船(12海里を超えて操業)



(2) 遊漁船、交通船など漁業以外の目的にも使用する

遊漁船 (小型兼用船)



交通船 (小型兼用船)



(3) 祭り、潮干狩りなどで臨時に家族や知人を乗せる

祭り (一時的使用)



潮干狩り (一時的使用)



2. 釣りなどのレジャーに船舶を使用する場合

(たとえ水産物採取等に使用する場合であっても必ず検査が必要です)



船検について、くわしいことは、
J C I の右記事務所へお問合せ下さい。

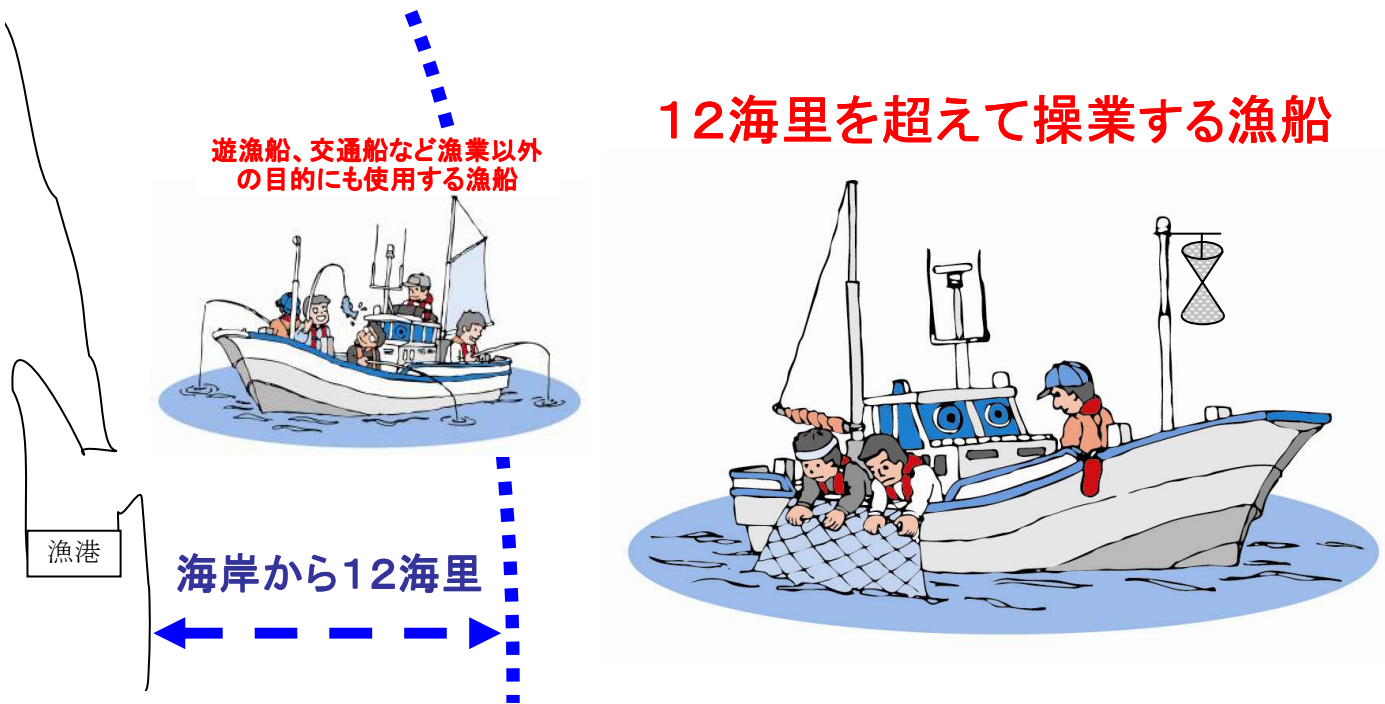
 **日本小型船舶検査機構**

〒102-0073 千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル
電話 03 (3239) 0821 (代)

小型漁船の船検

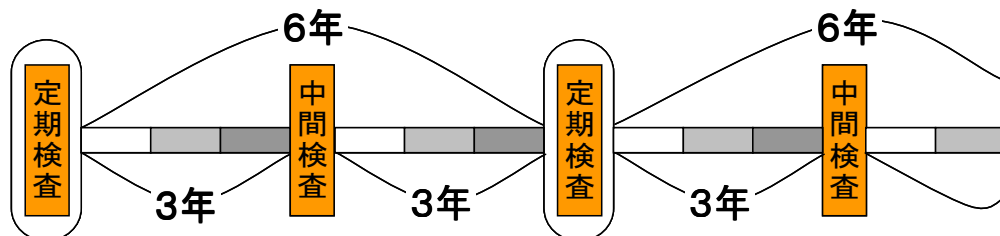
海岸から12海里を超えて操業する小型漁船は、船舶安全法に基づく船舶検査(船検)が必要です。

船検を受けなければならない小型漁船



「12海里を超えて操業する小型漁船」や「遊漁船、交通船など漁業以外の目的にも使用する小型漁船」は、必ず船舶検査が必要です。

船検は3年に1回です



船検には定期検査と中間検査があり、定期検査は初めて船舶を航行させるとき又は船舶検査証書の有効期間が満了したときに受ける精密な検査、中間検査は定期検査と定期検査の中間に受ける簡単な検査です。

船舶検査を受けなければならない船舶を船舶検査を受けずに航行させると船舶安全法違反となり、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

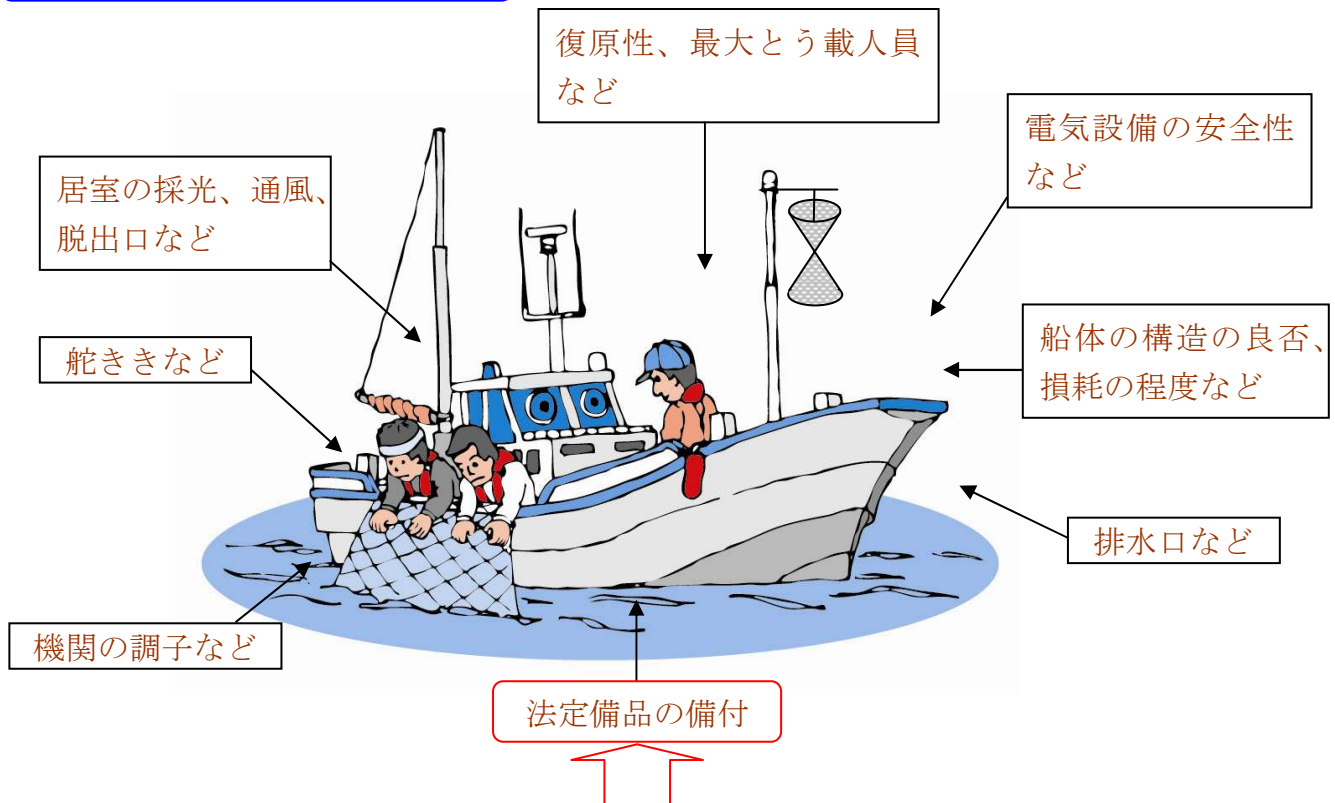


国土交通省
後援：水産庁



日本小型船舶検査機構

こんな検査が行われます



主な法定備品

- ・船灯一式（マスト灯、げん灯、船尾灯、紅灯、漁業灯）
- ・漁業形象物（一式）、黒球（3個）
- ・汽笛（全長12m未満不要）・号鐘（全長20m未満不要）又は音響信号器具
- ・自動拡散型消火器、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用救命浮環
- ・コンパス、工具(1式)、アンカー、アンカーロープ、係船ロープ等

船検の役割

- ◆浸水及び転覆の防止のために
船体の構造、損耗の程度、復原力、浮力等を確認し、最大搭載人員を決める
- ◆火災及び爆発の防止のために
機関室等火気使用場所、電気設備、絶縁抵抗、プロパンガスの配管、バッテリーの格納場所の安全性を確認する
- ◆衝突及び漂流の防止のために
機関、プロペラ等の構造強度、航海用具、航海灯等、急発進防止装置、脱出・救命・消火設備を確認する

船検について、くわしいことは、
JCIの右記事務所へお問合せ下さい。

 **日本小型船舶検査機構**

〒102-0073千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル
電話03(3239)0821(代)

小型船舶の登録(小型船舶登録／漁船登録)と船舶検査の要否

- 近年、漁船登録を受けた船舶の無検査による検挙件数が急増しています。これは、漁船登録を受けた小型船舶はすべて検査不要だと誤解されている方が多いことが原因ではないかと推測されます。
- 漁船登録を受けた小型船舶であっても、漁ろう以外の用途にも使用する場合には船舶検査が必要であり、無検査で釣りなどのレジャーに使用したり家族友人等の非漁業者を同乗せたりすると船舶安全法違反となりますので、ご注意ください。
- 小型船舶登録と漁船登録の両方を同時にすることはできませんので、漁船登録を受けたときは小型船舶登録の抹消登録の申請を行ってください。ただし、その場合であっても、漁ろう以外の用途にも使用する場合には船舶検査証書は返納せず、船舶検査は継続して受検してください。

	小型船舶登録	漁船登録		登録不要
対象船舶 (小型船舶のみ)	●漁船登録の対象でも登録不要でもない小型船舶	●海岸から12海里以遠の海面で従業することがある 小型漁船(注1) ●漁ろうに従事し、漁ろう以外の用途(注2)にも使用されることがある 小型船舶(小型兼用船)	●海岸から12海里以内の海面または内水面でしか従業せず、かつ、漁ろう以外の用途に使用されることもない 小型漁船	●ろかい舟 ●係留船(航行しない船舶) ●長さが3m未満、かつ、推進機関の出力が20馬力未満の船舶 など(漁船登録されるものを除く)
登録機関	JCI (各支部で受付)	主たる根拠地を管轄する都道府県		
船舶検査の要否	要(注3)	要(注3)	不要	要(注3)

注1: 「漁船」とは、「もつぱら漁ろう(附属船舶を用いてする漁ろうを含む。)に従事する船舶」と定義されており(船舶安全法施行規則第1条第2項第1号)、漁ろう以外の用途にも用いられる小型船舶は、漁船法に基づき漁船登録を受けているものであっても、船舶安全法第32条の小型漁船(同法の適用外となる小型漁船)には該当しません。

注2: 「漁ろう以外の用途」とは、例えばレジャーとしての釣り(遊漁)、交通船、作業船などが挙げられますが、祭りや花火観賞等の一時的な他用途使用、漁業者以外の方が乗船する場合もすべて該当します。JCIにおいては、漁ろう以外の用途にも使用される小型船舶は通常「小型兼用船」として検査します。一時的な他用途使用の場合は臨時検査で対応する方法もあります。

注3: 旅客定員が6人以下のろかい舟、エンジンがない長さ12m未満の帆船(沿海区域を超えないもの等に限る)、ミニボート(長さが3m未満、かつ、推進機関の出力が1.5kW(約2馬力)未満の超小型舟艇)、災害発生時のみに使用される救難用船舶で国又は地方公共団体が所有するもの、競艇場や東京ディズニーランド内人工池等の特定の水域のみを航行する船舶などは検査不要です。